

# 『続教訓鈔』における横笛伝承：「大丸」「虎丸」「下腰丸」説話の背景

著者	妹尾 恵里
引用	百舌鳥国文. 2021, 30, P.209-222
URL	<a href="http://doi.org/10.24729/00017436">http://doi.org/10.24729/00017436</a>

# 『続教訓鈔』における横笛伝承

——「大丸」「虎丸」「下腰丸」説話の背景——

妹尾 恵 里

## はじめに

音楽伝承の中には、名のある楽器（名器）にまつわる伝承がみられる<sup>①</sup>。その中では、琵琶「玄象」や横笛「葉二」など、累代御物であるような楽器が注目されることが多かった<sup>②</sup>。しかし、個別の伝承を持つ名器は、他にも多くあり、『続教訓鈔』には管楽器の名器にまつわる伝承が数多く記される。

『続教訓鈔』は、伯朝葛撰述の楽書であり、文永七年（元亨二年（一二七〇—一二七二））の間の成立とされる<sup>③</sup>。先行研究では、『続教訓鈔』が様々な先行文献を利用して伝承を収集しており、中には他書には見られない伝承が記されるなど、その資料的価値が指摘されている<sup>④</sup>。また、近年、伝本についての研究も進められており、唯一の翻刻である日本古典全集（昭和十四年刊行）<sup>⑤</sup>と、現存する最古の写本であり、撰者朝葛の自筆本を書写したとする曼殊院本との比較対照も重要な課題とされる<sup>⑥</sup>。

しかし、個別の伝承についての研究は、まだ十分に検討され尽くしたとはいえない。

日本古典全集『続教訓鈔』では、第十冊に笙にまつわる様々な伝承が、第十一冊に箏にまつわる伝承が記され、横笛にまつわる伝承は第十二冊に記される<sup>⑦</sup>。その中に「同（横笛）名物」として十九の横笛の名前が列挙される。また、その少し後には「名物等物語」として、三十二の横笛について個々の伝承が記されるなど、横笛に関連する様々な逸話がみられる<sup>⑧</sup>。

そこに「名物」として名前が挙げられるものには、まず「葉二」や「水龍」など、『江談抄』にもみられるような累代御物がある。続いて、「虎丸」「下腰（丸）」など、他には名前がみられないような横笛が数多く記される。このような『続教訓鈔』に特徴的な横笛伝承は、社会的立場があまり高くない楽人と関わる伝承が比較的多く、その横笛が名器とされる契機を語るうとする傾向がみられる。そこで本稿では、具体的な記事を

取り上げて、このような伝承が楽器伝承においてどのような意義を持つのか考察したい。

## 一、横笛「大丸」伝承について

『統教訓鈔』掲出の横笛にまつわる伝承を閲覧すると、「大丸」「虎丸」「下腰（丸）」という三つの横笛にまつわる説話において、楽人等の横笛が強引に取り上げられそうになることが注意を引く。笙など他の楽器伝承に、このように楽器を奪われそうになる話はみられない。また、奪おうとする人物がいずれも伏見修理大夫橘俊綱であることにも注意を引かれる。これらの記事は、『統教訓鈔』の横笛伝承にみられる特徴の一つと捉えることができよう。なぜ橘俊綱が、強引に横笛を取り上げる人物として描かれるのかについて考察することを通して、これらの説話が伝承される背景を明らかにしたい。

まず、橘俊綱が登場する横笛伝承のうち、もつとも広く流布したものとして、横笛「大丸」の説話を取り上げる。前述のとおり、『統教訓鈔』第十二冊の横笛伝承の「名物等物語」では、「水龍」をはじめとする名器にまつわる記述が続く。その後には、漢籍を出典とするような、中国の横笛伝承を人物中心に記し、続けて本朝の横笛の名人にまつわる記事が記されている。その

ような構成の中で本話は、本朝の横笛の名人である成高の伝承の一つとして語られる。

此成高カ大丸トイフ笛アリ、本ハ御堂ノ入道殿ノ御笛ニテアリケルヲ、成高タマワリテ、事ノヨリフシコトニフキケリ、誠ニ目出キ物ニテアリケレハ、伏見ノ修理大夫俊綱朝臣、コレヲホシカリテ、千石ニカハムトアリケルヲ、成高ウラサリケレハ、タハカリテ使ニヤリテウルヘキヨシヲイヒケリ、ソラ事ヲイヒツケテ、成高ヲメシテ、笛エサセムトイヒケル、本意ナリトヨロコヒコメテ、アタヒハコウニヨルヘシトテ、タ、カヒニカハムトシケレハ、成高色ヲツクリテ、サル事申サストイフ、仍此使ヲメシムカヘテタツネラル、ニ、正シク申候ヒキトイフホトニ、修理大夫俊綱大ニイカリテ、人ヲアサムキスカスハ、ソノトカ、ロカラストテ、雑色所ヘクタシ、木馬ニノセムトセラレケル間、成高云ク、身ノイトマヲ給テ、彼笛ヲモチテマイルベシトイヒケレバ、人ヲツケテ家ヘツカハス、カヘリマヒリテ、腰ヨリ笛ヲヌキイテ、イウヤウ、此笛ユヘニコソカ、ルメモミ侍レ、ナサケナキ笛カナトテ、ノキノモトニハシリヨリテ、石ヲトリテナム、灰ノコトクニ打クタキツ、大夫笛ヲトラムト思フ心ノフカサニコソ、サマ〜ニカマヘテ

ケレ、今ハイフカヒナケレハ、イマシムルニヲヨハスシ  
テ、ヲヒハナタレヌ、後ニキケハ、マコトニハアラヌ笛  
ヲ、大丸トテ、打クタキテ、本ノ大丸ハサウヒナクテ、フ  
キアリキケレバ、修理大夫ノヲコニテヤミニケリ、

成高という笛吹きの「大丸」という笛を俊綱が欲しがって高  
額で買い取ろうとするが、成高がこれを拒否すると、俊綱が一  
計を案じて騙して買い取ろうとした。成高が拒否すると、俊綱  
は成高を拷問にかけようとまでしたので、次は成高が一計を案  
じ、「大丸」を持つてくるといつて実は別の笛を持つてきて、  
俊綱の目の前で笛を打ち砕いてしまう。俊綱はあきらめたが、  
打ち砕かれたのは別の笛だったので、成高はその後も「大丸」  
を吹いていたという。以上が、本話の概要である。

地下の楽人である成高と、笛のためには千石でも出そうとす  
る富裕な伏見修理大夫橋俊綱⑩とは、社会的な立場は対照的であ  
り、下位者が上位者に対して、知恵を働かせて抵抗し笛を守り  
抜く、という説話となっている。『続教訓鈔』における配列と  
しては、本話はいくまで成高という名人に付随する伝承として  
記されている。しかし、前後にみられる成高という人物を中心  
とした伝承の中で、横笛の固有名が記されることはほとんどな  
い。このことに着目すると、この「大丸」説話には、名器伝承

としての側面をみることができる。

さて、この横笛「大丸」の伝承は、『十訓抄』第七にも同話  
がみられる。『十訓抄』は、『続教訓鈔』に先だって成立してお  
り、先行研究では書承関係があつたとも指摘されている。⑪次  
に、本文を確認する。⑫

成方といふ笛吹ありけり。御堂入道殿より大丸といふ笛  
をたまはりて、吹きけり。めでたきものなれば、伏見修理  
大夫俊綱朝臣ほしがりて、「千石に買はむ」とありけるを、  
売らざりければ、たばかりて、使をやりて、売るべきの由  
いひけり。そらごとをいひつけて、成方を召して、「笛得  
させむといひける、本意なり」と悦びて、「あたひは乞ふ  
によるべし」とて、「ただ買ひに買はむ」といひければ、  
成方、色を失ひて、「さること申さず」といふ。

この使を召し迎へて、尋ねらるるに、「まさしく申し候  
ふ」といふほどに、俊綱大きに怒りて、「人をあざむき、  
すかすは、その咎、軽からぬことなり」とて、雑色所へ下  
して、木馬に乗せむとするあひだ、成方いはく、「身の暇  
をたまはりて、この笛を持ちて参るべし」といひければ、  
人をつけて遣はず。

帰り来て、腰より笛をぬきいでていふやう、「このゆゑ

にこそ、かかる目は見れ。情けなき笛なり」とて、軒のものと下りて、石を取りて、灰のごとくうちくだきつ。

大夫、笛を取らむと思ふ心の深さにこそ、さまざままへけれ。今はいふかひなければ、いましむるに及ばずして、追ひ放ちにけり。

のちに聞けば、あらぬ笛を、大丸とてうちくだきて、もとの大丸はささいなく吹き行きければ、大夫のをこにてやみにけり。はじめはゆゆしくはやりごちたりけれど、つひにいだしぬかれにけり。

『統教訓抄』とは細部に異同があるものの、ほとんど同文的同話といつていいだろう。ただし、右の引用箇所後に、本話から連想される「和氏の璧」の漢故事を引く点が注意される。『十訓抄』の第七は「思慮を専らにすべきこと」という標題が付されており、本話の前後には、騙したり騙されたり、知恵の力を主題とした説話が並ぶ。『十訓抄』は、知恵の働きによって危地を脱した話として本話を掲げており、名器に関心の中心があるわけではない。

なお、この「大丸」説話は、国語科の教科書に取り上げられたことがあり、教材研究の視点からも先行研究がある。そこで<sup>13)</sup> はやはり、本話が第七に配列されていることが注目されてい

る。中でも横田隆志氏は、同話や類話と比較し、他書が「大丸」という横笛名器に付随する伝承ととらえていることに対し、『十訓抄』では、場合によっては人を出し抜いても身を守るという「思慮」に主眼が置かれると指摘している。また、會田実氏は、『十訓抄』第十に音楽に関連する説話が多く記されることにもふれ、第七に配列される本話は、「名笛の成り行きをめぐる説話でありながら、笛自体は何ものも発現させない。あくまで成方と俊綱との人為の成り行きが問題なのである」とする。會田氏の指摘のとおり、『十訓抄』第十には、名人が演奏によって鬼神の感応を得るなど、管絃の徳を語る説話が並んでおり、演奏による徳が示されない「大丸」説話は、第十には配列され得ないものであった。

ところで、『統教訓抄』と『十訓抄』では、「大丸」の持ち主である人物の名前が「成高」「成方」と異なっている。類話や同話が記される他書においても、笛の持ち主の名前には揺れがある。具体的には、『愚聞記』では「長高」、『説経才学抄』では「成武」、『糸竹口伝』『名器秘抄』では「ナリタカ」とされる。このことについては、本話が伝承される過程に、人名の部分を仮名で記す資料の介在を想定すれば、誤写等から充分に起こり得ることも考えられよう。

さて、『十訓抄』の「成方」は、単に「笛吹き」とされ、笛に堪能な人物であり、地下の楽人と思しき人物である。新編日本古典文学全集『十訓抄』頭注では「院政期に成方という楽人が存在するが、俊綱と年代が合わず、別人」とする。この「成方」は、伏見宮旧蔵楽書集成『楽家系図』には、多忠節とともに名が見え、群書類従所載『楽人補任』には、多忠節とともに舞人を務めた人物として名前が挙がる。活動時期は大治二年（一一二七）から仁安元年（一一六六）頃となり、生没年が長元元年（一〇二八）から嘉保元年（一〇九四）とされる橘俊綱とは年代が合わない。また『愚聞記』中巻には、神楽にまつわる伝承の中に名前がみえる。いずれにしても、「成方」が「笛吹き」であったとする伝承は、『十訓抄』以外にみられない。

その一方で、「成高」については、系図等には名前が見えないものの、前述のとおり『続教訓抄』では成高という人物にまつわる伝承が複数記される中に「大丸」の伝承があること、そして『體源鈔』五においても、本話とは別の伝承に「成高ト云笛吹」とみえることから、笛に堪能な人物として知られていたようである。このことをふまえると、「大丸」の持ち主は、楽書等にみえる「成高」こそがふさわしいと考えられよう。

そもそも『十訓抄』は、知謀をめぐらせて笛を守り抜いた

「成方」の振る舞いを良しとし、「思慮を専ら」にした人物の一人として掲げている。しかし、笛の持ち主については、振る舞いそのものを評価するものの、それが誰であるかについては関心が薄いようである。「成高」「成方」の揺れは、『十訓抄』にとつて大きな問題とはならなかったのだろう。しかし、これに対して、笛を取り上げようとする人物については、同話・類話のいずれの書物においても異同がない。すなわち橘俊綱は、横笛伝承においては笛を取り上げようとする人物として、早くから固定していたと考えられる。

## 二、橘俊綱の人物像

それでは、橘俊綱は、どのような人物であったのだろうか。ここで、伝承される俊綱の人物像について確認したい。俊綱の生没年は長元元年〜嘉保元年（一〇二八—一〇九四）で、関白藤原頼通の子。母は祇子。讃岐守橘俊遠の養子となった。伏見に邸宅を所有したことから伏見修理大夫と称され、歌会や歌合を主催した他、『後拾遺和歌集』以下勅撰集に十二首入集している。

このような出自や経歴を持つ俊綱の人物像については、歌会や歌合の主催等、和歌との関わりから論じた先行研究がある。<sup>15)</sup>

ここでは、俊綱の交友関係などについても明らかにされるが、特に俊綱の人物像を示す伝承が記される書物として、『今鏡』が挙げられている。

すなわち『今鏡』「藤波の上」では、関白藤原頼通の子であつたが橘俊遠の養子となつたことや、熱田神宮大宮司への前世の恨みを晴らしたこと、俊綱が伏見の邸宅を自慢するので藤原師実が突然訪ねて試したが豪華な饗応を受けたこと、伏見の邸宅で歌会が絶えなかつたことなどが語られる。このように俊綱が経済的に恵まれ、数寄を理解する人物であるとされる上に、歌会を主催するというかたちで文化への理解、後援をする人物と理解されていたことがうかがえる。

なお、俊綱に関連する伝承は、『十訓抄』第三の四、第十の四十七にもみられる。ここでは、俊綱の邸宅でやはり歌会が開かれ、身分の低い侍も評価される場であつたことや、良暹という隠遁歌人との交流などが語られる。また、『袋草紙』では、俊綱が、彼の祖父である道長が創建した法成寺の宝蔵の『万葉集』を書写したことが伝えられる。これらの伝承からも、先行研究において指摘されたとおり、橘俊綱の人物像は、経済的なゆとりを背景に、当代文化を主導する文化人といったものであつたと理解して良いだろう。

また、先行研究では、橘俊綱が音楽に関心を持つていたことも指摘されている<sup>16)</sup>。例えば、天福元年（一二三三）頃に伯近真が著した『教訓抄』巻第五では、俊綱が白河院の勅を受けて作曲をしたことが記される<sup>17)</sup>。

中院入道云、此舞ハ昔ハ令レ着<sup>レ</sup>例ノ冠<sup>ヲ</sup>也。而法勝寺供養之時、俊綱朝臣奉<sup>ニ</sup>白川院勅<sup>ヲ</sup>、初テ作り出也。

『統教訓抄』では、笙にまつわる伝承を記す第十冊に「又云、武吉ツクリノ一丸ハ、修理大夫俊綱朝臣ノモトニアリ」と記され、「一丸」という笙の名器を俊綱が所有していたともいう。さらに、鎌倉時代頃に成立したとされる楽書『胡琴教録』では、「小鼓、俊綱比巴也、腹に大なる立て破の二所有也、甲は花梨木欵」と記され<sup>18)</sup>、俊綱が「小鼓」という琵琶の名器を所有していたことも伝えられている。

以上、俊綱をめぐる伝承を概観すると、歌会の主催のみならず、作曲や楽器の所有など、音楽にも十分に関心と素養を持つ人物であつたことが分かる。このように、経済力のある人物が音楽にも愛着を持つていたというのであれば、名器を収集しようとしたことに不自然はない。むしろ、単に財力や権力に任せて高価な楽器を収集するのではなく、優れた楽器の価値を充分に理解したうえで収集しようとしたと理解することも可能であ

る。横笛を買い取ろうとする人物として、橘俊綱は、伝えられる人物像と乖離しない。

しかし、「大丸」説話では、そのような文化人としての一面にふれられることなく、俊綱は奸計をめぐらせる悪どい人物として描かれ、末尾には「をこ」と否定的な評価が下されている。このように、俊綱を、自分の立場を利用して強引に物を取り上げるような人物とする記述は、「大丸」「虎丸」「下腰(丸)」といった横笛をめぐる伝承以外に見ることはできない。もちろん、俊綱にそのような一面がなかったとは言いつれず、熱田神宮をめぐる説話<sup>(19)</sup>では、俊綱の強引な一面を描いているともいえるが、こちらはかなり寓話的な要素を含み、俊綱を否定的に評価しているものとは考えにくい。横笛伝承にみられるような、否定的に評価される俊綱の人物像は、特異であるといえよう。

ただし、「大丸」はもとは「御堂入道殿」藤原道長の笛とされるので、俊綱はかつて祖父が所有していた笛を欲しがったということになる。本話が史実に基づいたものであるかどうかを確かめることはできないが、撰関家に生まれながら、裕福とはいえず受領階級の橘氏に養子に出された俊綱が、栄華を極めた祖父が所有していた笛をなんとかして手元に置きたいと思うこと

は、まったく理解できないことではない。この点において、俊綱の振る舞いには同情の余地があるともいえよう。祖父道長にゆかりあるものに執着する姿は、先にふれた『袋草紙』の伝承とも重なるものがうかがえる。

しかし、俊綱が何としても入手しようとした横笛は、「大丸」だけではない。俊綱を強引に笛を入手しようとする人物として否定的にとらえる説話は、横笛伝承の中にあつて二つみられる。以下、「虎丸」「下腰(丸)」についても検討したい。

### 三、「虎丸」伝承

次に取り上げる横笛「虎丸」の説話は、『続教訓鈔』第十二冊の横笛伝承の「名物等物語」にみられるもので、「水龍」「葉二」などに連なる名器として記される。同じ話は『體源鈔』『葉家録』にみられる以外には、管見の限りみられなかった<sup>(20)</sup>。まず、「虎丸」説話の本文を掲げる。

虎丸、此笛ハ、或記ニ云ク、源俊頼(頼俊)<sup>(21)</sup>ノ笛ナリ、伏見修理太夫俊綱ニ取籠ラレテ、数年カヘシエサル間、俊頼彼太夫ノ許ヘ参向シテ、世間ノ物語ナトシテ、出カタニ、実ニハ彼笛返給ト申ニ、物ノ中ニ置失テ侍ルナリトテ立レケルヲ、指貫ヲ取テ引止テ、只今日返給ハラムトイヒテ侍



ケレバ、无<sub>レ</sub>術取出サレタリケリ、甘竹ノ笛ナリ、

本話は、源俊頼（頼俊）が持つていた「虎丸」という横笛を、俊綱が返さずにいたので、返却を求めたが、俊綱が紛失したなどと言い逃れるので、俊綱の指貫を取って引きとどめて粘り、返してもらったというものである。ここでも俊綱は、立場の弱い者から横笛を取り上げようとするが、笛は持ち主のもとに留まったというものであり、話の内容が「大丸」説話と共通する。しかし「大丸」説話のように、策略をめぐらせる一段はなく、俊綱による脅しもない。金銭で買い取ろうとする描写もなく、その場のやり取りだけで事態が収束する点が、「大丸」説話と大きく異なる。

なお、笛の持ち主については『続教訓鈔』諸本の中で異同がある。日本古典全集は「頼俊」とするが、曼殊院本では「頼俊」となっているのである。笛の持ち主を「頼俊」とする本文について宇佐美喜三八氏「源俊頼伝の研究」<sup>(22)</sup>では、「頼俊は或は頼俊と伝へられる」としつつも、俊綱と同時代の「源頼俊」を挙げる。すなわち、承保年間の左大臣家歌合（類聚歌合巻第十一）の左方の作者に「左衛門源判官」と注記される「頼俊」があり、『水左記』承保四年九月三十日の記事に「前陸奥守頼俊」がみられることを指摘し、「頼俊」は「俊頼」を誤ったも

のではないとする。

『尊卑分脈』を確認すると、「頼俊」は清和源氏に名前がみえ、傍書には「哥人後拾遺作者 陸奥守上総介 左衛門尉 従五位下」と記される<sup>(23)</sup>。管絃に関する記録は残されていないが、『後拾遺和歌集』一一五六番歌<sup>(24)</sup>の作者であり、『橘為仲集』一四〇番歌では、為仲が陸奥守の任地から頼俊に和歌を送っている。この為仲は、藤原頼通や四条宮寛子のもとへ出仕し、俊綱とも和歌のやりとりがあったとされ<sup>(25)</sup>、頼俊とも交流があったようである。先に触れた宇佐美氏が指摘する承保年間の左大臣家歌合は、『平安朝歌合大成』<sup>(26)</sup>では「永承（四―七年）九月十九日関白左大臣頼通家藏人所歌合」に当たり、頼俊も関白頼通の家司であったと考証されている。

これらのことをふまえると、源頼俊は俊綱の実父頼通の家司として、為仲のような歌人と共通の文化圏にいたことになる。直接交流を示す資料は見当たらないが、頼俊と俊綱との間にも接点があつて不思議はない。

その一方で、日本古典全集では、笛の持ち主を「源俊頼」とする。俊頼もまた、俊綱と同時代の人物であり、勅撰集撰者として周知の通りである。堀河天皇に近侍し、箏篳奏者として内裏歌合などに列席した記録が『中右記』等にみられ、『尊卑分

脈」傍書にも「筆纂」と特記される。父の経信は琵琶桂流の始祖であり、管絃に堪能な人物であった。経信の大宰権帥赴任に同行、帰京後は堀河院歌壇の推進者として活躍した。この俊頼の実伝については先行研究が多数積み重ねられている。<sup>27)</sup>その中で、明確な時期は不明だが、俊頼はかなり若いころに一時期俊綱の養子であったことが、次に掲げる『中右記』の記事によって指摘されている。この二つの記事は、俊綱の妻と俊綱が、同じ年の内に相次いで亡くなったことを伝えるものである。<sup>28)</sup>

此旣修理大夫俊綱朝臣妻卒去、仍右中弁師頼朝臣・左京権大夫俊頼（註）籠居、依為養母也、

嘉保元年（一〇九四）五月四日

今夕入道橘俊綱卒去、年六十七、正四位上修理大夫近江守也、是依重病近曾出家、及数十日遂以非常、頭弁師頼朝臣・右京権大夫俊頼朝臣為彼人養子、

嘉保元年（一〇九四）七月十四日

俊頼に橘姓での記録はみられず、この記事の当時にはすでに源姓に復していたようであるが、なお養母の喪に服したという。また、『中右記』に俊綱の卒去を記す際、記主である宗忠は、俊頼が「彼人養子」であることを付記している。このことから推測すると、俊綱と俊頼との養父子関係を記憶に留める

人々が一定数いたことは疑えない。そのような人々が「大丸」説話に接すれば、話の背後に俊綱と俊頼の親近な関係を読み取ることがあっても不自然ではない。

以上のことをふまえると、本話は「頼俊」であっても「俊頼」であっても、笛を取り上げる人物である俊綱と年代的な矛盾を生じることなく、どちらが妥当であるかについては、判断しがたい。むしろ、管絃の演奏記録や、俊綱との交流を示す資料が残される俊頼の方がふさわしいように思われる。しかし、曼殊院本は『統教訓鈔』の現存する最も古い写本であり、日本古典全集の底本の祖本かともされる。<sup>29)</sup>また、本話を含む横笛伝承の多くを『統教訓鈔』から引用する『體源鈔』や、『樂家録』<sup>30)</sup>においても、本話は曼殊院本と同様に「頼俊」として記されている。

これを要すると、楽家の伝承においては、本話の笛の持ち主は「頼俊」として伝えられていたと考えられる。しかし、勅撰集に一首のみの入集に留まる「頼俊」と、『金葉和歌集』撰者である「俊頼」では、知名度に大きな差がある。「頼俊」を「俊頼」と誤認することはあっても、「俊頼」とあった本文を「頼俊」と誤る可能性はきわめて低いように思われる。やはり、『統教訓鈔』の原初的本文は「頼俊」であったと考えて差し支

えないだろう。

付言すると、今日の研究においても、俊綱の人物像に言及する際に、本話を「俊頼」とのやりとりと認識する場合がある。<sup>(31)</sup>『統教訓鈔』唯一の翻刻である日本古典全集の影響力の強さがあるがえよう。しかし、曼殊院本の「頼俊」がすでに誤写等があった可能性も完全に排除することはできない。どちらかが直ちに誤りとは断言できず、「虎丸」伝承の笛の持ち主については慎重であるべきであろう。

#### 四、「下腰（丸）」伝承

さて、この「虎丸」説話と連続はしていないが、横笛名器の伝承のなかにはもう一つ、橘俊綱が登場する話がみられる。

下腰（丸）ハ、伏見修理大夫俊綱家ノ一ノ侍客アリ、自愛シタル笛ヲ持タリ、今称スル故ヲシラス、大夫エムトフモフニ、客ユルサズ、遂ニ勘当ニ及フ、時客ノ曰ク、随分ノ宝物、忽ニサラム事ヲナケク、願ハ一曲ヲ吹テ直ニ献レ之、大夫諾赦レ之、客偽リテ他笛ヲ持来テ、シハ／＼曲ヲ吹テ云ク、汝力為ニ還<sup>天</sup>映ヲウク、所レ獲何益ゾトテ、笛ヲ斃ニナケテ打クタキ畢、大夫力ナクシテ止、其後窃ニ宇治殿ニ進レ之、此事成高ガ大丸ノフセイニ似タリ、如何、

こちらの伝承は、俊綱の家の侍客が愛用していた「下腰（丸）」という横笛を、俊綱が欲しがったが、侍客が拒否したので勘当されそうになり、最後に一曲演奏したいと申し出て、別の笛とすり替えておいて演奏し、「この笛のために禍いを受けた」と言つて笛を打ち砕いてしまったというものである。

本話もまた、俊綱が、自分よりも立場の弱い者の横笛を奪おうとし、持ち主の抵抗にあつて最終的には取り上げられなかったというもので、内容が「大丸」「虎丸」説話と共通している。特に「大丸」説話とは、俊綱による脅しがあること、別の笛とすり替えておいて俊綱の前で壊してしまうということが共通しており、類似性が高い。しかし、笛の持ち主の固有名が示されないことが「大丸」「虎丸」説話と大きく異なる。「大丸」伝承のように対価が提示される描写もなく、俊綱の横暴さが強調されているように思われる。

『統教訓鈔』は、本話の末尾に「此事成高ガ大丸ノフセイニ似タリ」と、「大丸」説話との類似性を指摘する。しかし、「大丸」説話とは接続していない上に、「大丸」説話よりも先に「下腰（丸）」説話が配列されている。先にも簡単にふれたが、『統教訓鈔』第十二冊の「名物等物語」では、横笛の名器にまつわる記述の中に「下腰（丸）」説話が記され、続けて中国の

横笛伝承が記され、さらに本朝の横笛の名人にまつわる記事が続く中に、成高にまつわる伝承の一つとして「大丸」説話が記されている。この間、日本古典全集の活字本にして十五頁の隔たりがあり、読者からすれば「下腰（丸）」説話の段階では、「大丸」伝承はまだ具体的に示されておらず、話を先取りしていることになる。

この説話末の一文について、『統教訓鈔』の編者は、広く人口に膾炙した伝承として「大丸」のことを既知の情報としており、「下腰（丸）」説話は「大丸」伝承から派生したものではないかと疑っていると考えられることもできるだろう。『統教訓鈔』は、「葉二」など、他の名器にまつわる伝承を記す際にも、類似した異伝を排除することなく列挙しようとする姿勢がみられる。このことは先行研究でもすでに指摘されており、「下腰（丸）」「大丸」説話の両話を併記することも、そのような『統教訓鈔』の姿勢の一端が示されていると言えるのではないだろうか。

## おわりに

以上のように、『統教訓鈔』では、横笛伝承の中に、橋俊綱が笛を取り上げようとする説話が、「大丸」「虎丸」「下腰

（丸）」という三つの横笛についてみられた。いずれも、橋俊綱が、自分よりも立場の弱い者から横笛を取り上げようとするが、持ち主の抵抗にあつて最終的には手に入れられなかったという内容のものであつた。笛を奪おうとする俊綱は、横暴な側面が強調され、否定的に評価されていると言つていいだろう。その一方で笛の持ち主は、謂れもなく愛用の笛を奪われそうになるのであつて、それに抗う振る舞いは、自ずと肯定的にとらえられている。俊綱と笛の持ち主は、社会的な上位者と下位者として対立しているが、説話の視点は明らかに笛の持ち主の側にあつたと言える。このような説話が、横笛の伝承のなかの近接した箇所<sup>(39)</sup>に記されることには、当然編者の意図が想定される。そもそも、『統教訓鈔』の編者である狛朝葛は、特に舞と横笛を継承する楽家の人物であつた。その朝葛が、自身の子孫のために著した書物に、自分たちと近い立場である、笛の持ち主の側に視点がおかれた伝承を記そうとすることは、当然のことともいえよう。

また、撰閲家に連なる血筋の橋俊綱という貴頭が、奸計をめぐらせてでもその横笛を手に入れようとすることは、そのまま、これらの笛の価値を保証するものと言える。このような伝承の背後には、楽人という貴族社会内で必ずしも高い地位を占

めるわけではない人々の、積極的な関与や自己主張が想定される。すなわち、自分たちが所持し、折々に演奏に供する楽器が、貴族社会の上層の人々にも価値を認められ、名器として所有を熱望されるとする話柄は、彼ら地下の楽人たちの貴族社会内における役割を主張することに繋がるからである。

以上、本稿で取り上げた説話は、『続教訓鈔』が記録した楽器伝承のほんの一部にすぎない。しかし、楽人の側に視点をおく伝承として、『続教訓鈔』の理解に資するに足るものと考ええる。なお、『続教訓鈔』には、この他にもこのような楽人の側に視点をおく伝承が、多く記録されている。以下に展望を述べたい。

例えば、『続教訓鈔』には、楽人が所持する笛が、「当院二進覽」されたとか「仙洞二献ス」などと記されるものが散見する。こちらの伝承もまた、楽人が所持・使用する笛の価値が、貴族社会の上位者、それも院との関わりで称揚されるものと言えよう。本稿で扱った「大丸」「虎丸」「下腰（丸）」説話とは、一見反対の話柄にもみえるが、志向するところは一致する。これらの伝承が、『続教訓鈔』の編者狛朝葛のような、音楽によって貴族社会を支えると自負する楽人の側から発想され、その矜持を主張するものとして伝えられてきたことは、想像に難くない。

このような伝承を多く採ることに、『続教訓鈔』編者の編述意図を読み取ることが出来るだろう。楽人所持にかかる楽器の伝承については、今後とも継続的に注目して、名器伝承と楽人との関わり、ひいては楽器伝承全体の意義を考えたい。

(注)

- (1) 『江談抄』に「高名」、『教訓抄』に「逸物」、『十訓抄』に「最物」「名物」などとされる。
- (2) 稲垣泰一氏「鬼と名器をめぐる伝承」（東京教育大学中世文学談話会編『峯村文人先生退官記念論集 和歌と中世文学』一九七七年）、中原香苗氏「楽器名物譚の伝承」（『説話文学研究』三四号、一九九九年）、豊永聡美氏『中世の天皇と音楽』（吉川弘文館、二〇〇六年）、磯水絵氏『院政期音楽説話の研究』（和泉書院、二〇〇三年）など。
- (3) 日本古典全集『続教訓鈔』解説において、羽塚啓明氏は、巻初に「文永第七歳庚午」とあるが、その後の年代の記事もみえ、最新の記事は元亨二年（一三二二）であることを指摘する。
- (4) 稲垣泰一氏『続教訓鈔』と中世説話集（『説話』七号、一九八三年）。
- (5) 日本古典全集の底本は羽塚氏蔵十六冊本であり、種々の対校が施されている。ただし、稿者は未見である。詳しくは、神田邦彦氏『中世楽書の基礎的研究』（和泉書院、二〇一七年）第一部第三章参照。なお、本論文において引用する際は、日本古典全集の翻刻に拠り、その傍書や異同については省略し

た場合がある。

(6) 前掲注(5) 神田氏著書。

(7) 曼殊院本では卷十一上下にあたる。

(8) 列挙される横笛の名前と、個々の伝承が記される横笛の名前は以下の通り。

・列挙される横笛の名前

大水龍、小水龍、青竹、葉二、柯亭、讚岐、中管、釘打、

庭蕩、青葉、空貴、頭焼、海人焼不足、音安、内宴丸、蛇

逃、助支丸、重代丸、小螺蚌

・個別の説明が記載される横笛

水龍、小水龍、葉二、青竹、柯亭、穴貴、蟬丸、讚岐(丸)、

海人ノタキサシ、小蟬(丸)、小螺蚌、本結丸、蛇逃(丸)、

助支丸、重代丸、内宴丸、頭焼丸、虎丸、腰丸、寝暗丸、般

若丸、網代丸、下腰(丸)、腰打(丸)、大丸、大穴(丸)、

高野丸、荒序丸、太笛頭焼(丸)、無名(丸)、牙ノ笛、東

大寺ノ笛

右に見るように、必ずしも列挙される横笛ひとつひとつに個別の伝承が付随するとは限らない。また、個別の伝承は記載されるが、列挙の中には名前がみえないものも少なからずある。

なお、丸カッコは、日本古典全集と曼殊院本との異同を示す。「讚岐(丸)」であれば、日本古典全集では「讚岐丸」、曼殊院本では「讚岐」と記される。本論文中で言及する横笛の名前の異同(「丸」の有無)については、以下も同じ体裁で示す。曼殊院本は、東京大学史料編纂所のレクチグラフの画像を閲覧して確認した。

(9) 『統教訓鈔』の他、『十訓抄』『愚問記』『説経才学抄』『糸竹口

伝』『名器秘抄』に同話や類話がみられ、伝承としての広がりうかがえる。

(10) 橘俊綱の実父は関白藤原頼通である。俊綱の出自等については後述する。

(11) 前掲注(4) 稲垣氏論文。

(12) 引用は浅見和彦氏校注、新編日本古典文学全集『十訓抄』(小学館、一九九七年。底本は宮内庁書陵部蔵本(片仮名本))に拠る。以下も同じ。

(13) 會田実氏「笛吹き成方」ゲームとしての騙し合い、横田隆志氏『十訓抄』の世界 笛吹き成方の説話から(ともに『新しい作品論』へ、『新しい教材論』へ)古典編三、右文書院、二〇〇三年)。

(14) 『體源抄』十一にも同話が記される。

(15) 真鍋照子氏「橘俊綱考―その一、伝記をめぐって―」(『平安文学研究』第二五輯、一九六〇年)、同「橘俊綱考―その二、俊綱の周辺―」(『共立女子大学短期大学部紀要』第四号、一九六〇年)、渡辺麻衣子氏「源経信と橘俊綱」(『言語・文学研究論集』第四号、二〇〇四年)等。

(16) 前掲注(15)の他、櫻井利佳氏「あやどのと橘俊綱」(『日本音楽史研究』第八号、二〇一二年)は藤原孝時の母あやどの出自を探るなかで祖先とされる橘俊綱に注目し、俊綱と音楽との関わりについて考察している。

(17) 引用は日本思想大系『古代中世芸術論』(岩波書店、一九七三年)に拠る。

(18) 引用は『伏見宮田藏楽書集成』二(明治書院、一九九五年)に拠る。

(19) 説話の概要は、熱田神宮大官司に侮辱された僧が、死後に俊

綱として転生し、尾張守となって大官司に返報して、前世の恨みを晴らしたというもの。類話は『今鏡』の他に『宇治拾遺物語』『宝物集』にみられる。

- (20) 『體源鈔』(豊原統秋撰述、永正九年(一五一一)成立)は、横笛伝承の多くを『統教訓鈔』から引用しており、『楽家録』(安倍季尚撰述、元禄三年(一六九〇)成立)は、これらの楽書をうけて江戸時代に成立した書物である。
- (21) 曼殊院本では笛の持ち主を「源頼俊」とする。
- (22) 宇佐美喜三八氏『和歌史に関する研究』(若竹出版、一九五三年)。ただし、宇佐美氏がどの伝本を参照したのかについては記載されない。
- (23) 引用は『新訂増補国史大系』(吉川弘文館)に拠る。
- (24) 歌番号は『新編国歌大観』(角川書店)に拠る。以下も同じ。
- (25) 目加田さくを氏ほか『橘為仲朝臣集全釈』(風間書房、一九九八年)解説による指摘。
- (26) 萩谷朴氏『平安朝歌合大成 増補新訂』第二卷(同朋舎出版、一九九五年)。
- (27) 前掲注(22) 宇佐美氏をはじめ、上野理氏『後拾遺集前後』(笠間書院、一九七六年)第八章二「堀川朝前期歌壇と源俊頼の登場」、柏木由夫氏「源俊頼の和歌形成―俊綱と経信―」(『国語と国文学』六八巻二号、一九九一年二月)など。
- (28) 引用は『大日本古記録』(東京大学史料編纂所)に拠る。
- (29) 前掲注(5) 神田氏著書第一部第三章においても指摘される。
- (30) 『楽家録』は『統教訓鈔』を引用しているのではないため、記載は「源頼俊重器也」とあるのみ(引用は日本古典全集『楽家録』)。
- (31) 前掲注(13) 横田氏論文、前掲注(16) 櫻井氏論文。
- (32) 前掲注(4) 稲垣氏論文。  
(せのお えり・本学大学院博士後期課程在学)